

# 誓 約 書

常南国際学院  
学 校 長 殿

## 学校規則（入学に際しての規則）

1. 過去に日本の入国管理局への在留資格認定申請歴がある場合、また、在外日本公館あるいは領事館から査証の発給を拒否された経歴がある場合、学校に申告する。
2. 学校に提出した書類の中で偽造が発覚した場合、入学資格が取り消される。入学手続が完了した場合も、入学資格が取り消される。
3. 提出した書類は、卒業証書、成績証明書、日本語能力試験合格証書などをのぞき、原則として返却しない。
4. 学校に納入した選考料、入学金は理由の如何に関わらず返金しない。
5. 初年度納入金は学校が発行する学費請求書に基づき納入すること。学費納入期限が過ぎても未納の場合、学校が入学資格を取消し、「在留資格認定証明書」の原本を東京入国管理局に返却することがある。
6. 経費支弁者は「経費支弁書」に書いた支弁方法通り、学費および生活費を学生に支弁する。
7. 学生が在学中問題を起こした場合、経費支弁者と保護者は学校と協力して解決する。
8. 学生は日本滞在・本校在学中に、日本国の法令及び学校の規則を守り、常に学業を優先させる。学期途中の無断一時帰国・出国などは行わない。
9. 学生は学則に基づく除籍処分を受けた場合、学校に異議を申し立てない。またその際に納入済の学費は一切返金請求をしない。また、除籍後は学校の指示に従い速やかに帰国する。
10. 納入された学費は原則として返金されない。但し、次の場合は確認書類により事実確認後返金するが、返金時の銀行手数料は申請者の負担とする。
  - ①日本国大使館・総領事館又は出張駐在官事務所により査証が交付されなかった場合
  - ②入国時、空港などで入国を拒否された場合
  - ③自身の病気により退学・帰国する場合。
  - ④その他やむをえない事情であると学校長が判断した場合。

私及び経費支弁者は、貴校入学に際して上記の内容を確認しました。また、本確認書の提出をもって、東京入国管理局が発行する「在留資格認定証明書」の原本を貴校から受け取ることを了解しました。

**入学申請者**（本人記入）

氏名： \_\_\_\_\_（印） \_\_\_\_\_ 国籍： \_\_\_\_\_ 性別： \_\_\_\_\_

生年月日： \_\_\_\_\_ 電話番号： \_\_\_\_\_

現住所： \_\_\_\_\_

確認日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

**経費支弁者**（本人記入）

氏名： \_\_\_\_\_（印） \_\_\_\_\_ 入学申請者との関係： \_\_\_\_\_

家庭電話： \_\_\_\_\_ 携帯電話： \_\_\_\_\_

現住所： \_\_\_\_\_

確認日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日